

盛岡カーリング協会規約

第1章 総則

第1条(名称) この協会は、盛岡カーリング協会といい、外国に対しては THE MORIOKA CURLING ASSOCIATION(略称 MCA)という。

第2条(事務局) この協会は、事務局を岩手県盛岡市本宮字 48 に置く。

第2章 目的

第3条(目的) この協会は、盛岡広域圏におけるカーリング界を統括し、代表する団体として、カーリング競技の普及及び振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第3章 会員及び会費

第4条(入会) 本協会へ入会を希望するものは、所定の入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を経て入会することができる。

第5条(会員の種別) この協会の会員は、次のとおりとする。

(1) 一般会員 盛岡カーリングクラブ会員のうち、公益社団法人日本カーリング協会に競技者登録する者

(2) 学生会員 盛岡カーリングクラブ会員で登録時において義務教育の児童生徒、高校生、大学生(短大も含む。 大学院生は含まない)、専門学校生のうち、公益社団法人日本カーリング協会に競技者登録する者

(3) 名誉会員 この協会に対し、特に功労のあった個人で、総会の議決を経て推薦された者

第6条(会費) 会員は別に定める年会費を納めるものとする。名誉会員、顧問は会費を納めることを要しない。既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第7条(退会) 会員が退会したい場合は、別に定める書式に記載の上、事務局に届け出なければならない。事務局は理事長の了解のもとに理事会に上程し、理事会の承認を得て退会できる。8月31日までに届け出がなされた場合は、当該年度の年会費を免除する。

第8条(区分変更、休会および復会) 会員が会員区分を変更したり、休会したい

場合は、別に定める書式に記載の上、事務局に届け出なければならない。事務局は理事長の了解のもとに理事会に上程し、理事会の承認を得て区分変更・休会できる。8月31日までに届け出がない場合は、当該年度の年会費は免除しない。また復会に関しても同様に、別に定める書式に記載の上、事務局に届け出なければならない。事務局は理事長の了解のもとに理事会に上程し、理事会の承認を得て復会できる。復会の際には当該年度の年会費を納めることを有する。第9条(除名)次の各号に該当する時は、総会の議決を経て会長がこれを除名する。滞納した会費は全額請求する。

- (1) 本協会の名誉を傷つけたとき、または本協会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 会費を滞納したとき。
- (3) 本協会に退会等の連絡がなく、また当該会員と連絡が取れない場合、当該会員を除名することがある。

第4章 役員等

第10条(役員) この協会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 監事 2名
- (4) 理事長 1名
- (5) 副理事長 1名
- (6) 理事 5名以上 25人以下(専門委員長理事、経験者理事を含む)
- (7) 事務局長 1名
- (8) 事務局次長 若干名
- (9) 会計 若干名
- (10) 理事会が必要と認めた場合、本会の会員でないものから、理事として推薦する事ができ、総会の議決を経て会長がこれを任命する事ができる。

第11条(役員を選任) 役員を選任は、次の通り行うものとする。

- (1) 全役員は会員の中から、総会において選任する。

第12条(役員職務) 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本協会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

- (3) 監事は会務の執行及び会計を監査する。
- (4) 理事長は会長の命を受け会務を執行する。
- (5) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
- (6) 理事は理事長・副理事長を補佐し、会務を分掌する。
- (7) 専門委員長理事については第 24 条 6 項に定めている通りとする。
- (8) 経験者理事は改選前年度本協会登録チームからそれぞれ 1 名推薦を受けたものとする。

第 13 条(会長専決) 会長は、円滑な会務運営のため、遅滞なく判断を下さなければならぬ状況下にあつては、副会長並びに理事長と協議の上、最終的に協会の意思を決定することができる。

第 14 条(専決の制限) 会長は専決することができる事項であっても、以下のいずれかに該当するときは、専決することができない。

- (1) 判断を下さねばならぬ事項に関して、既に紛争が生じている場合。
- (2) 判断を下すことによって、他の協会や競技団体との間に紛争を生じる恐れがある場合。

第 15 条(専決の報告) 会長は第 12 条の規定により専決したときは、当該専決した事案について、直近の会議に報告しなければならない。

第 16 条(役員任期) 役員任期は 2 年とし、再任は妨げない。補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第 17 条(顧問) 本協会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は会長がこれを委嘱し、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- (2) 顧問任期は 2 年とし、再任は妨げない。

第 5 章 会議

第 18 条(総会) 総会は会員をもって構成する。

- (1) 総会は会長がこれを招集する。
- (2) 総会の議長は理事の中からこれを選任する。
- (3) 総会は会員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- (4) 総会における議決は、出席会員の過半数の賛成を要する。
- (5) 総会は次の事項を議決する。

①各役員を選任

②予算および決算に関する事項

③事業計画および事業報告に関する事項

④その他、本協会の運営に関して必要な事項

第 19 条(役員会) 役員会は第 10 条に定めた役員をもって構成する。

- (1) 役員会は会長がこれを招集する。
- (2) 役員会は理事会を包含する。
- (3) 役員会の議長は理事長又は理事長が指名したものがこれを務める。
- (4) 役員会は出席役員をもって成立するものとする。
- (5) 役員会の審議事項は、総会の審議内容、その他会務に関して必要とされたものとする。

第 20 条(理事会) 理事会は必要に応じて開催する。

- (1) 理事会は理事長がこれを招集する。
- (2) 理事会の議長は理事長又は理事長が指名したものがこれを務める。
- (3) 理事会は出席理事をもって成立するものとする。
- (4) 理事会は本協会の運営に関する具体的事項の方針を決定する。

第 6 章 専門委員会

第 21 条(専門委員会の設置) 本協会の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の議決に基づき専門委員会を置くことができる。

第 22 条(専門委員会の種類) 次の 4 つの専門委員会をおき、所管事項の立案審議をする。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技・強化委員会
- (3) 指導普及・広報委員会
- (4) 医科学委員会

第 23 条(臨時委員会) 事業遂行に必要があると認められる場合理事会の承認を得て、時限を定め臨時の委員会を設けることができる。

第 24 条(委員会の役員) 各専門委員会の委員長は、会長が委嘱する。

- (1) 各専門委員は前年度本協会登録チームからそれぞれ推薦を受けたものとする。
- (2) 所属チームのないもので、自薦により専門委員となろうとするものは、理事会の承認を受けてこれを会長が委嘱することができる。
- (3) 各種公認資格を持つ者は、その高い専門性を有意義に活用するため、各専門

委員会の委員に会長が委嘱することができる。

(4) 委員の兼任は必要に応じてこれを妨げない。

(5) 各専門委員会の委員数は委員長を含む 50 名以内とする。

(6) 各専門委員会の委員長は岩手県カーリング協会の各専門委員を兼ねる。

(7) 各専門委員会には、互選により副委員長をおく。

(8) 各専門委員会の委員長は本協会の理事を兼ねる。

(9) 各専門委員会は当該年度内に 2 回以上会議を行い、その議事録を遅滞なく事務局に提出する。

(10) 委員の任期は、規約第 16 条の規定を準用する。

第 25 条(総務委員会) 総務委員会は、次の業務に関する立案・業務を行う。

(1) 事務局の運営に関すること。

(2) 本協会主催・主管業務の運営に関すること。

(3) 各専門委員会との連絡・調整に関すること。

(4) 規約、その他規程に関すること。

(5) 基本財政、予算及び決算に関すること。

(6) 会計及び各専門委員会の収支に関すること。

第 26 条(競技・強化委員会) 競技・強化委員会は次の業務に関する立案・業務を行う。

(1) 本協会の主催、主管の競技会に関すること。

(2) 競技会の助言、指導に関すること。

(3) 競技施設、用具に関すること。

(4) 競技規則に関すること。

(5) 審判に関すること。

(6) 上位競技会への選手選考、派遣に関すること。

(7) 選手の強化、競技力向上に関すること。

(8) 競技・強化委員会内に審判部会を設置し、公認審判員としての知識・技術の向上に努める。

第 27 条(指導普及・広報委員会) 指導普及・広報委員会は、次の業務に関する立案・業務を行う。

(1) 指導普及に関する各種行事の開催。

(2) カーリング競技の技術の指導、調査、研究、宣伝に関すること。

(3) 競技施設、用具に関すること。

- (4) 指導者の育成に関すること。
- (5) 競技人口の拡大に関すること。
- (6) 指導普及・広報委員会内に公認指導者部会を設置し、公認指導員としての知識・技術の向上に努める。

第 28 条(医科学委員会) 医科学委員会は、次の業務に関する立案・業務を行う。

- (1) ドーピング検査と認定に関すること。
- (2) アンチ・ドーピングの啓蒙に関すること。
- (3) スポーツ医学に関すること。
- (4) その他アンチ・ドーピングに関すること。

第 7 章 事務局

第 29 条(事務局) 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- (1) 事務局長は会長が理事の中から理事会の承認を得て指命し、総会において選任する。
- (2) 事務局長は事務局を統括する。
- (3) 事務局次長は事務局長を補佐する。

第 30 条(事務局の役割)

- (1) 事業の進捗を管理すること。
- (2) 会員満足度向上や事業中の事故防止対策、組織運営に関わる人材育成に関すること。
- (3) 会員ニーズを把握して適切な目標設定を行い、事業を効果的に運営すること。
- (4) 多様な資金源（会費、事業収入、寄付金等）から、バランスよく資金を調達すること。
- (5) 日常の業務を管理すること。
- (6) 行政や他団体などの外部と連携を図り、本協会の目標を達成すること。

第 8 章 会計

第 31 条(会計) 本協会は、会計業務を円滑にするために会計を置く。

- (1) 会計は会長が理事の中から理事会の承認を得て委嘱する。

第 32 条(会計年度) 本協会の会計年度は毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。

第 33 条(収入) 本協会の経費は次の収入でまかなう。

(1) 年会費は次の額とする(盛岡カーリングクラブ会員はクラブ年会費を含む)。

1 一般会員:14,000 円

2 学生会員:大学生(短大も含む。大学院生は含まない):10,000 円

高校生:8,000 円

義務教育の児童生徒:3,500 円

(2) 寄付金および補助金

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

附則

1 この規約は、平成 16 年 11 月 24 日の協会設立から施行する。

2 平成 16 年度(初年度)については、設立した日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

3 この規約は、平成 18 年 5 月 27 日から施行する。

4 この規約は、平成 19 年 7 月 28 日から施行する。

5 この規約は、平成 21 年 8 月 22 日から施行する。

6 この規約は、平成 22 年 8 月 21 日から施行する。

7 この規約は、平成 24 年 9 月 7 日から施行する。

8 この規約は、平成 25 年 8 月 17 日から施行する。

9 この規約は、平成 26 年 7 月 26 日から施行する。

10 この規約は、平成 27 年 7 月 25 日から施行する。

11 この規約は、平成 28 年 7 月 23 日から施行する。